

[正]

ENEOSグループ健康保険組合 御中

事業所名

マネージャー	担当者
--------	-----

事業所番号

--	--	--	--

健康保険被保険者資格喪失届

被保険者番号	フリガナ	生年月日	種別 (性別)	資格喪失 年月日	資格喪失 原因	標準報酬 月額	新事業所名	被保険者証回収区分			備考
	被保険者の氏名							被保険者証 返却枚数			
		昭和5 平成7 令和9	年 月 日	男・女	令和 年 月 日	転出 1 退職 2 死亡 3 その他 4	千円		添付1 返不能2 減失3		
		昭和5 平成7 令和9	年 月 日	男・女	令和 年 月 日	転出 1 退職 2 死亡 3 その他 4	千円		添付1 返不能2 減失3		
		昭和5 平成7 令和9	年 月 日	男・女	令和 年 月 日	転出 1 退職 2 死亡 3 その他 4	千円		添付1 返不能2 減失3		
		昭和5 平成7 令和9	年 月 日	男・女	令和 年 月 日	転出 1 退職 2 死亡 3 その他 4	千円		添付1 返不能2 減失3		
		昭和5 平成7 令和9	年 月 日	男・女	令和 年 月 日	転出 1 退職 2 死亡 3 その他 4	千円		添付1 返不能2 減失3		

令和 年 月 日 提出

事業所所在地	
事業所名称	
事業主氏名	
電話	

常務理事	事務長	担当者
------	-----	-----

保険料	月分まで
-----	------

[副]

御中

事業所番号

Grid for business number

健康保険被保険者資格喪失確認通知書

Main table with columns: 被保険者番号, フリガナ, 生年月日, 種別, 資格喪失年月日, 資格喪失原因, 標準報酬月額額, 新事業所名, 被保険者証回収区分, 備考

令和 年 月 日 提出された被保険者資格喪失届に基づき、上記のとおり資格喪失が確認されたので通知します。

*この通知書の確認および決定に不服がある時は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書または口頭で社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。

また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求または処分の取消しの訴えを提起することができます。

再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に文書または口頭で社会保険審査会(厚生労働省内)に對して行うことができ、処分取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6か月以内(再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6か月以内)に、健康保険組合を被告として提起することができます。(ただし、原則として、決定または裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。)

なお、審査請求があった日から2か月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害をさけるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地8

ENEOSグループ健康保険組合

<公印省略>

Insurance fee box: 保険料 月分まで